

# アイワイバンク・ドメイン名紛争

弁護士 下河邊由香

# 経過

- 13. 8. 29 IY 紛争処理手続申立
- 13. 10. 1 Y社 答弁書提出
- 13. 11. 13 裁定
- 13. 11. 29 Y社 訴訟提起
- 14. 3. 17 Y社 移送申立
- 14. 3. 19 初回期日
- 14. 4. 10 移送申立却下決定
- 14. 5. 30 判決
- 14. 6. 20 判決確定

# 事案の概要

- 11.11.12 新聞記事「ヨーカ堂銀行業参入へ」
- 11.12.21 Y社、本件ドメイン名登録
- 12. 7. 1 T氏がIY社に手紙  
「ドメイン名の使用を検討してもらえないか」
- 12. 7.10 T氏がY社代表者に就任
- 12. 8.10 IY社・T氏面談  
「ドメイン名を1億円で譲渡したい」
- 12. 9.22 Y社がIY社にファックス送信  
「日本語ドメイン名新規登録に関する優先権は弊社にある。11月17日以後に取引を希望する場合には5つの日本語ドメイン名を含んだ新価格を予定している。」
- 13. 7.26 Y社がIYB社に手紙  
「ドメイン名の売買交渉を再開したい」

# ドメイン名移転要件

## ■ 形式的要件

JPドメイン名紛争処理方針に基づく。  
指定紛争処理機関（日本知的財産  
仲裁センター）による裁定

## ■ 実質的要件

### ①類似性



① IY社登録商標「IYBANK」とドメイン名「IYBANK. CO. JP」は類似。

### ②登録者の正当な 権利・利益の欠如



② Y社はIY社と関係なし。  
Y社は実質的答弁をせず。

### ③不正の目的による 登録・使用



③ Y社は新聞報道の翌月にドメイン名登録。ドメイン名を高額の対価でIY社に売り付けようとした。

# 訴訟

## 原告の主な主張

- 本件ドメイン名は知的所有権であり、憲法29条で保護される財産権
- 先使用权がある

## 裁判所の判断

- ➔ JPNICとの間の契約に基づく債権契約上の権利にすぎない。
- ➔ IY社による「IYBANK」商標出願は遅れているが、「IY」商標は周知であり、Y社が報道後直ちにドメイン名登録を行っていることに鑑みれば、出願時期はIY社が商標「IYBANK」につき正当な利益を有することを否定する理由とならない。

# 原告請求棄却判決



判決書写し及び確定証明書をJPRSに送付



裁定実施